

こども医療費

平成29年10月から

窓口払いが不要となる対象機関の範囲を拡充します

こども医療費窓口払い廃止
指定医療機関
春日部市

平成29年10月1日受診分から、柔道整復師、鍼・灸・マッサージ師の施術（保険診療分を対象）を受ける場合、市内の指定する施術所であれば、窓口での一部負担金の支払いが原則不要になります。

窓口での一部負担金の支払いが不要な施術所には、
ステッカーが掲示されています。

- ※「保険証」と「こども医療費受給者証」の提示が必要です。
- ※同月内での同一施術所の一部負担金の支払いが21,000円未満の場合に限ります。
- ※鍼・灸・あん摩マッサージ指圧の施術については医師の同意書が必要となります。

ひとり親家庭等医療費

平成30年1月から

窓口払いが不要になります

窓口払不要
こども医療費
ひとり親家庭等医療費
指定医療機関
 春日部市

平成30年1月1日受診分から、市内の指定医療機関・施術所で受診する場合、窓口での一部負担金の支払いが原則不要になります。

窓口での一部負担金の支払いが不要な医療機関・施術所には、
ステッカーが掲示されています。

- ※平成30年1月から、こども医療費、ひとり親家庭等医療費共通のステッカーに変更となります。
- ※「保険証」と「ひとり親家庭等医療費受給者証」の提示が必要です。
- ※同月内での同一医療機関・施術所への一部負担金の支払いが21,000円未満の場合に限ります。
- ※鍼・灸・あん摩マッサージ指圧の施術については医師の同意書が必要となります。

お知らせ 取扱いの変更について

平成30年1月1日から「ひとり親家庭等医療費」の取扱いを一部変更します。

①受給者証が一人1枚となります

これまで、ひと家庭に1枚の受給者証をお渡ししていましたが、平成30年1月からは対象者ごとに受給者証を作成いたします。

※ひとり親家庭等医療費助成制度の認定を受けていた方（定期停止者を除く）で、平成29年10月31日までに、ひとり親家庭等医療費の窓口払手当の返却票を提出した方のうち、所得制限額以内の方については、12月末まで新しい「ひとり親家庭等医療費受給者証」（青いピンク色）を送付します。

②対象者の区分が変わります

「ひとり親家庭等医療費助成制度」対象の15歳に到達した最初の3月31日までの子供について、平成29年12月31日まで「こども医療費助成制度」を利用しますが、平成30年1月1日からは「ひとり親家庭等医療費助成制度」を利用することになります。

※平成30年1月1日時点、「こども医療費受給者証」（青いピンク色）を使用できませんので、子育て支援課にお直してください。

※世帯や所得の状況が変わった、ひとり親家庭等医療費助成制度が受けられなくなった場合には、15歳に到達した最初の3月31日までの子供については、「こども医療費受給者証」（青いピンク色）を送付しますので、引き続きこども医療費助成制度をご利用いただけます。

③自己負担金の廃止

市民税が課税されている受給者の方に自己負担金が支払っている自己負担金を、平成30年1月1日受診分から廃止します。

※平成29年12月31日までの受診については、入院1日につき1,200円、通院1回につき1,000円（医療機関ごとの自己負担金があります。）（請求区分はH）

問合せ先

●春日部市役所 子育て支援課 給付担当 ●庄和総合支所 福祉課 福祉担当
電話:048(736)1111 内線:2577-2579 電話:048(746)1111 内線:7044-7047